

# 財団法人斎藤報恩会の設立と研究者たちの関わりについての一考察

米澤晋彦

## 1. はじめに

財団法人斎藤報恩会は、第9代斎藤善右衛門有成（1854～1925）が出捐した300万円を基金として設立され、1923（大正12）年2月20日、文部省、農商務省、内務省によって認可された財団法人である。研究助成に重点を置いた財団法人であり、事業費のうち学術研究事業に6割以内、産業開発事業に2割以内、社会事業に2割以内を充てると規定されていた。斎藤報恩会は東北帝国大学の大正末期から昭和初期にかけての研究活動を支えた財団法人としてよく知られており、三井報恩会や服部報公会に影響を与えた財団法人と評価されている。

斎藤は斎藤報恩会設立以前、育英貸費事業や凶作地窮民救済、小学校新築、宮城県図書館建築費の寄附など、さまざまな「慈善事業」を行っている。そのような斎藤の経歴や事業内容及び設立の背景の概要については一部明らかになっているが、研究者らが斎藤報恩会の設立に関わったについては明らかになっていない。

本稿ではまず斎藤善右衛門はいかなる人物であったのかを概観し、ついで「育英貸費事業開始趣旨」<sup>1)</sup>及び「翁の財産処分法に関する訓示書」<sup>2)</sup>と「財団法人斎藤報恩会創立ノ際ニ於ケル演説」<sup>3)</sup>を解析してその開始及び設立理由を明らかにした後、研究者らの著述および仙台を拠点とした地方紙『河北新報』によって、斎藤報恩会の設立に研究者らがいかに関わったかについて明らかにしたい。なお、本稿においては、引用資料における旧字体の漢字は原則として常用漢字に改め、常用漢字にないものはそのまま記載した。

## 2. 経歴からみた斎藤善右衛門

### 2. 1. 斎藤善右衛門の経歴

斎藤報恩会を設立した斎藤善右衛門とはいかなる人物であったのであろうか。その経歴の概要を表1に示す。

このような経歴をもつ斎藤は、自作農を経験した地主であり、資本家、政治家、「慈善事業」家でもあったことがわかるが、政治家としての活動期間は長くなかった。それは、資本家として経済界に「雄飛」しようとする者に政治生活は両立し難いためであったとされている<sup>4)</sup>。また、晩年は「慈善事業」家としての活動に力を入れていたことがわかる。その本格的嚆矢は1904（明治37）年8月の育英貸費事業であった。以後教育研究関係を中心に次々と寄附を行い、斎藤報恩会設立に至るのである。斎藤の寄附件数は総数で252件、総額3,234,941.585円にのぼった。大学に対する寄附については、東北帝国大学に対してではなく、1916（大正5）年東京帝国大学に対する寄附が最初であった。これは前年の1915（大正4）年、東京帝国大学の村上専精が斎藤を訪ねて東京帝国大学に仏教哲学の講座を設ける必要性を説き、「共鳴」した斎藤が毎年1,000円を仏教哲学研究奨学資金として寄附することを決めたものであり、それ以外は大学に対して寄附することなく、斎藤報恩会を設立するに至ったのであった。

表1. 第9代斎藤善右衛門略歴

年	内 容
1854 (安政元)	閏7月28日、宮城県石巻市前谷地に生まれる
1867 (慶応4)	父善次右衛門の跡を継ぎ、斎藤家当主となる
1870 (明治3)	10月、帰農する
1871 (明治4)	4月、前谷地村長となる
1874 (明治7)	4月、戸長(村長)を辞任
1875 (明治8)	3月～8月、関西各地の酒造家を訪ね、日本酒の醸造法改良と海外輸出を説く
1878 (明治11)	11月、斎藤廉吾後見を引退
1879 (明治12)	自作農をやめる
1880 (明治13)	10月、宮城県会議員に当選するが、同月病により辞職
1881 (明治14)	4～6月、関西を訪れ、日本酒海外輸出実行法を説く
1882 (明治15)	家業であった質屋業を金穀貸付業に改める <b>7月、壬午事変勃発し、従軍並びに軍資献納を願い出たが、事件落着きにより中止</b>
1883 (明治16)	4月、関西を訪れ、日本酒海外輸出実行法を説く
1887 (明治20)	12月、桃生郡所得税調査委員に選挙されるが、同月病により辞任 杜氏白幡大三を灘の辰馬喜十郎の下に遣わせ、上方風の醸造を研究させる
1889 (明治22)	酒造業を廃業する
1890 (明治23)	1月、川崎銀行の小牛田町にあった通称「山口店」を買い取る 2月、前谷地村長に当選するが、病のため辞職 6月、貴族院議員選挙に多額納税議員候補として立候補するが落選
1892 (明治25)	2月、衆議院議員選挙に当選
1893 (明治26)	12月、衆議院議員を辞職
1894 (明治27)	<b>日清戦争の「軍資金」として5,000円を献納</b>
1897 (明治30)	3月、福島事件
1901 (明治34)	<b>5月1日、「育英貸費事業開始趣旨」を演説</b> <b>8月、育英貸費事業開始</b>
1902 (明治35)	1月、石塚事件
1904 (明治37)	5月、日本赤十字社特別社員に列せられ、有功章を贈られる
1905 (明治38)	真宗大谷派本願寺(東本願寺)の債務整理を依頼される
1906 (明治39)	<b>3月、凶作地窮民救済金5,000円を宮城、福島、岩手の3県に寄附</b>
1907 (明治40)	<b>前谷地小学校新築費5,000円を寄附</b>
1908 (明治41)	10月、皇太子仙台行啓の際に殖産興業教育その他公共事業尽瘁につき令旨を伝達される
1909 (明治42)	12月、箱清水前山国有森林の無償下戻を受ける 12月、家の全財産を投じて斎藤株式会社を設立し社長となる
1910 (明治43)	<b>6月、宮城県図書館建築費5万円を寄附</b>
1911 (明治44)	2月、宮城県農会特別議員を命じられるが、同月辞任 <b>10月、済生会に3万円を寄附</b>
1913 (大正2)	<b>5月、大谷派本願寺東北別院新設費として5,000円を寄附</b>
1914 (大正3)	<b>宮城県下教育者県外視察費として毎年1,200円を寄附</b>
1915 (大正4)	6月、真言宗から浄土真宗に改宗 <b>東京帝国大学の村上專精が斎藤を訪ね、仏教哲学の講座を設ける必要性を説く</b>
1916 (大正5)	仙北同行講を組織 <b>東京帝国大学に毎年1,000円を仏教哲学研究奨学資金として寄附</b>
1917 (大正6)	<b>真宗大学教学資金2万円、付近村落布教伝道費基金1万円を寄附</b>
1919 (大正8)	<b>5月、宮城県図書館備付博物標本基金として1万円を寄附</b> <b>11月、標本基金の寄附により紺綬褒章を賜う</b>
1921 (大正10)	<b>8月、家人に財団法人設立を訓示</b> <b>10月12日、宮城県図書館において創立評議会を開き、斎藤報恩会の設立を演説</b>
1923 (大正12)	<b>2月、斎藤報恩会理事長に就任</b> <b>10月、東京地方震災地救済義捐金2万円を寄附</b>
1924 (大正13)	12月、仙台信託株式会社を設立し、取締役社長となる
1925 (大正14)	7月25日没

出所) 斎藤報恩会『斎藤善右衛門翁伝』より筆者作成。

- 1) 斜体太字は寄附に関わる項目。
- 2) 宮城県下教育者県外視察費の寄附は1920(大正9)年以降1,300円となった。

### 3. 「育英貸費事業開始趣旨」にみる育英貸費事業の開始理由

#### 3. 1. 育英貸費事業の概要

育英貸費事業は斎藤善右衛門が「当家ノ慈善事業トシテ何か公衆ニ利益アルコトヲヤツテ見タイトノ考ハ年来持ツテキタノデアルガ、今年ハ是非其志願ヲ果シタイト思ヒ」はじめた事業である。この事業は1899（明治32）年頃から計画したもので、当時斎藤は福島事件で収監中であり、「読書三昧」の日々を送っていた<sup>5)</sup>。「進取的思想」に富んでいた斎藤は、好んで福沢諭吉の著書を耽読していたとされるが<sup>6)</sup>、収監先では特に『益軒十訓』を「精読」し、出獄後その会心の文を暗誦したほどであった<sup>7)</sup>。

斎藤は「慈善事業」としてふさわしい事業を選択するために、東京に出る度に「識者」の意見を聞き、育英事業が最適だとする意見を得、それが自分の「抱懐」するところと一致したために実施することを決心したとされている<sup>8)</sup>。育英事業の実施を決意した斎藤は、既に実施している「各地」の規則等を収集して「調査研究」を行い、自分の意見も加えて貸費規則を作成した<sup>9)</sup>。そして1904（明治37）年5月1日、「育英貸費事業開始趣旨」を演説して育英貸費事業の開始を宣言し、8月より開始したのである。この育英貸費事業は斎藤報恩会の事業開始に伴い終了したが、中学以上の学生246名に対し、93,200円余りを貸費したのであった<sup>10)</sup>。

#### 3. 2. 「育英貸費事業開始趣旨」にみる育英貸費事業の開始理由

斎藤善右衛門はいかなる理由で育英貸費事業を開始したのであろうか。1904（明治37）年5月1日に演説した、「育英貸費事業開始趣旨」をもとにみても。

斎藤は、斎藤家が今日の地位に達することができたのは「諸氏ノ忠実ナル勤勉」は無論のことであるが、「祖先ノ人々ノ善行ノ徳沢」が無ければ達することができないため、祖先に対して「追善ノ供養」を営み、子孫のためには「家運長久ノ謀」を尽くす義務があると考えた。そして人によってさまざまな方法があるが、「私ノ見ル所デハ慈善事業ヲ起シ、之ニ応分ノカヲ致スヨリ良イ祈祷ハナイ」と、「慈善事業」が最も良い「祈祷」であり、「人天共ニ喜ブ所ノ慈善事業ニ応分ノカヲ致シ置クナラバ、祈ラズトテモ家運ノ長久ハ神ノ守ランコト疑ナイ」と、「人」と「天」が共に喜ぶ「慈善事業」を行えば「家運ノ長久」が達せられると考えたのであった。「慈善」について斎藤は直接「貧民」を「救恤」する方法と間接的に「公衆一般」を利用する方法があると考えた。そして「天災地変」等のやむを得ない事情のために「窮迫」している場合は別であるが、「貧民」の多くは「遊惰」のため自ら貧困に陥っているので、そのような人々を「救恤」するのは「遊蕩」のための資金を与えるような結果になり、却って自他共に「罪業」を重ねることになると考えた。また、このような「救恤法」は費用がかかり、その「功德」の及ぶ範囲が狭いと考えた。そして間接的な「救恤」法もいろいろあるが、「要スルニ人材ヲ養成シテ国家ノタメ俊良ヲ貢献スルヨリ大ナル功德ハナイ」と信じたため、「慈善事業」として「人材養成」を行いたいと考えるに至ったのであった。その「人材養成」が当時山口、小倉、金沢等で「育英事業」として行われていた学生の「貸費養成」であった。この方法を「尤モ費用少クシテ多クノ人材ヲ養成スル良法」であると考え、中学以上の学生20名程度、将来的には30名程度に対して、年に3、4千円を貸費しようとしたのであるが、「子孫ニ至ルマデ長ク此ノ業ヲ継続セシメルコトトシタナラバ、子孫徳育ノ一助トモナルデアラウ」と、この事業を継続すれば、子孫の「徳育」になると考えたのであった。この資金は「基本金」からの利子を充てるとしたが、「一

家ノ経済」と分けることにより、事業を「利害ヲ思ハシメル憂モナク」続けることができると考えたのであった。斎藤は「営利事業」と「慈恵事業」を「区別」して行えば、家のためまた国のため、これ以上のものはないと考え、今後はますます「営業」に「勤勉」するとともに「慈恵事業」にも大いに力を尽くせば、「家運ノ長久」は疑いないと信じたのであった。

以上のことから、斎藤は祖先に対する「供養」と子孫に対する「家運長久」のために「人」と「天」が共に喜ぶ「慈善事業」を行うことを考えたことがわかる。そして「慈善事業」においては「人材養成」が最良であると考え、なかでも学生の「貸費育成」が最も費用対効果に優れているため、育英貸費事業を開始することを決心した、ということがわかる。また「慈善事業」の継続が子孫の「徳育」となると考えたこと、自身の「営利事業」と「慈善事業」とを経済上も明確に区別していたことがわかる。

#### 4. 斎藤報恩会設立の理由

##### 4. 1. 「翁の財産処分法に関する訓示書」にみる斎藤報恩会設立の理由

斎藤はいかなる理由で斎藤報恩会を設立したのであろうか。斎藤が斎藤報恩会を設立した理由を知る手がかりとなる史料として、「翁の財産処分法に関する訓示書」がある。ここで斎藤は財団法人を設立することを宣言している。その理由とはいかなるものであったのだろうか。

まず斎藤は「先祖伝来の財産と自己の勤労に依り得たる財産とを問はず、皆悉く、我が所有の如くにして我が所有にあらず」と、財産は自己の所有物ではないとの認識を示している。そして神が「利欲の性」を人に授け、「世界人類の発展幸福」を計らせようとしたのであるから、「日夜営々として」働くのは「其の実世界人類の為め神に勤勞せしめらるる」の外ならないため、「勤勞に依り得たる財産は取りも直さず天財」であり、「衣食住其他必要の生活費を使用し得る外は、一文たりとも濫りに之を使用すべきに非ず」と、財産の乱用を否定した。そして「世の財産家たるものは、自己の財産を管理するに当り、其財産たるや世界共有のものにして我は単に其一部分に対し特に神より管理を命ぜられたものと覚悟し、常に恭儉勤勉神意に違はざる事を努むるを以て人間の最大義務となすべし」と「財産家」は自分の財産は「世界共有のもの」で、「恭儉勤勉神意に違はざる事」を努めるのが「人間の最大義務」と考えたのであった。「富豪」の子弟は「驕奢安逸」ばかりして悲惨な最期を遂げる者が多いと「嘆息」する斎藤は、元々「富豪」の子弟は「驕奢」に陥りやすいため、「若し彼等の力を量らず徒らに過大な財産を分かつは、彼等を益々驕奢安逸に導き且つ富力の維持に堪へざらしめ」、ついには「破産」するようになると思った。また、もし「遺産運用の任」に堪えたとしても、「理財術悟道の真境」に達しなければ、「財政上の順境」がかえって「家運の衰退」を来すと考えた。これに反し、「五七年若くは十年毎に災害を被る時は、其刺激に依り心気一新奮励勤勉以て能く悲運を挽回するものなれば、不時の災害は寧ろ一家の幸慶として之を歓迎利用するの覚悟をなし、其時艱に当るの決心なるべからず」と、定期的に「災害」を被る方が「能く悲運を挽回」できると考えた。災害をも「幸慶」として「歓迎利用」しようとする斎藤は、「順境にして過分の利得長く継続する時は、断然人工的手段を以て或程度まで運用資金を割きて之を公共の用に供し常に家人に刺激を与え、発奮興起せしむることに努むるを以て家運長久の手段とすべし」と、順調なときには「人工的手段」によって「運用資金」の一部を「公共の用」に提供して「家人」に「刺激」を与え、「発奮興起」させることにより「家運長久」を計ろうとしたのであった。そして「過剰の財産は悉く

之を公益事業の基本金に提供し、之を財団法人となし其利子を以て斎藤家の報謝慈善事業とし、「過剰な財産」を「悉く」財団法人の基金にし、その利子を「斎藤家の報謝慈善事業」とすると考えたのであった。また、「代々の主人は此財団法人の管理者となり、徳望人格一世に高き顧問、監督数名を委嘱し永く子孫をして其の感化を受けしめ以て徳育の一助となす」と、斎藤家当主が財団法人の「管理者」となって、「徳望人格一世に高き」顧問や監督の「感化」を受けさせて「徳育の一助」としたい旨を述べるが、それ以外は「一切名利の念を断たしめ、且つ如何なることあるも斎藤家の累を此財団に及ぼさざることを嚴重に規定し」と、「一切の名利」を断ち、「斎藤家の累」を財団法人に及ぼさないように「嚴重に規程」しようとしたのであった。そして「百世の後」まで「報謝事業の目的」が達成できれば、「子々孫々に至るまで斎藤家の幸福此上もなき次第」であると考えたのであった。

以上のことから、斎藤は「勤労」によって得た「財産」は「天財」と考えるとともに、「過大な財産」を子孫に残すのは却って「家運の衰退」を招くと考え、「過剰な財産」を「悉く」財団法人の基金にし、その利子によって「慈善事業」をしようとしたことがわかる。そのような考えに基づいて設立したのが斎藤報恩会であった。そして斎藤は斎藤家の当主を理事長に就任させ、財団の「徳望人格一世に高き」顧問や監督の「感化」を受けさせて「徳育の一助」としようとしたのであるが、「斎藤家の累」を財団法人に及ぼさないように「嚴重に規程」し、斎藤家と斎藤報恩会を明確に区別しようとしたのであった。

#### 4. 2. 「財団法人斎藤報恩会創立ノ際ニ於ケル演説」にみる斎藤報恩会設立の理由

1921（大正10）年10月12日、斎藤報恩会設立のために開催した評議会において、斎藤は演説を行った。その演説の「大要」である「財団法人斎藤報恩会創立ノ際ニ於ケル演説」をもとに、斎藤報恩会設立の理由をみてみる。

斎藤は「寄附行為ニ関シマシテ一言申上ゲタク存ジマスノハ、從來私ガ理想トシテ居リマシタル人生観ニ対スル覚悟ニ付テデアリマシテ」と前置きをした後、自身の「人生観」を語っている。まず、「元来私ハ神カ仏カ兎ニ角偉大ノ力ヲ有スルモノガアツテ、人間ノ生レ出ルト同時ニ人類ノ生存上必要ナル欲望ノ性質ヲ本能的ニ付与シテ、世界文化ノ發展向上ヲ図ラシムル事ニシタルモノトイフ事ヲ確信シタ」と、人間は生まれると同時に神や仏のような「偉大ノ力ヲ有スルモノ」によって人類が生存するのに必要な「欲望ノ性質」を「本能的」に「付与」され、「世界文化ノ發展向上」を図るようになされたということを「確信」したと述べた。そしてこの「天性」があって初めて人類が生存できるので、日々働くのは「世界人類ノ為メ神仏ニ勤勞セシメラルルモノ」に他ならず、その結果得たものは「天物」で、「人類ノ幸福」に提供すべきものであり、決して「私」すべきものではないと述べた。さらに「営利事業」に従事して得た財産はとりもなおさず「天財」で、「分限ニ応ジ衣食住其他生活上必要ナル費用ノ外ハ悉ク天財」であるから、みだりに使用すべきものでなく、もしこれを「私財」として浪費し、勤勞を怠れば、「破産ノ天罰」を受けると述べた。そう考える斎藤は、「神ノ使命ニ依リ委託サレタ人類共有ノ財産ノ一部」である「我持分ニ対スル財産」は、「天意」を「奉戴」して生前において処分すべきであることが「当然ノ義務」であると「覚悟」したのであった。これらのことが「動機」となって斎藤報恩会を設立したので、評議員に対し、「神仏ニ代リ誠心誠意ヲ以テ」「事業ノ緩急及ビ必要ノ程度ニ依リ公平ニ」この「天財」の使用方法を考えることを求め、「天意」に背くことが

ないように注意して欲しいと述べた。また、斎藤家のためにというような気を遣わず、「総テ本財団ノ事務ニ対シテハ委員ノ方々ハ神仏ノ代理ヲ行フ者デアルトイフ御觀念ハ暫クモ御念頭ヲ去ラナイ様ニ、諸事神聖的ニ御処置アランコトヲ希望致シマス」と、報恩会の「委員」は「神仏ノ代理」であるということを忘れず、「神聖的」に対処することを希望したのであった。また、子孫が「相当ノ富」を得たときは、「分余ノ財産」を「提供」し、「永遠」に「報恩主義」の実行を計ることを述べ、「此事業ニ対シテハ一切名利ノ俗念ヲ断ツベキハ勿論、子孫ニ如何ナル場合アリマシテモ絶対ニ累ヲ此財団ニ及ボサザル事ヲ誓ヒ、百世ノ後ニ至ルマデ、神聖ニ此事業ノ目的ヲ完全ニ維持遂行スル事ヲ得マシタナラバ、仮令私共ノ一家一族悉ク滅亡シテ離散ノ不幸ヲ見ルニ至リマシテモ、本財団ガ永ク歴代ノ委員諸君ノ御尽力ニ依リマシテ、永遠無窮ニ之ガ実行ノ生命ヲ維持スルコトヲ得マシタナラバ、此上モナキ本懐ノ至リニ堪ヘザル次第デアリマス」と、斎藤家の子孫にいかなることがあっても「累」を報恩会に及ぼさないことを誓い、「百世ノ後」まで「神聖」に事業の目的を遂行できたら、たとえ斎藤家が「離散」しても、「此上モナキ本懐」であるとまで述べた。「自己ノ財産ハ悉ク天財」と考える斎藤は、「天財ヲ自己ノ私有トナシ華奢ノ生活ニ乱費シ、又ハ一時姑息ノ愛ニ溺レ巨万ノ財産ヲ子孫ニ与ヘ彼等ヲ奢侈安逸ニ陥レ悲惨ノ最後ヲナサシムル者甚ダ多イノハ、実ニ親タル者ノ子孫ニ対シ誠意ナキ無慈悲」で、これは「是レ即チ天物ヲ私財ト見テ浪費シタル誤リノ結果自然天罰ノ制裁」を受けたのだと述べた。「天財」を私することを戒める斎藤は、「私心ヨリ来ル財貨使用ノ道ハ悉ク害アリテ益ナキモノデアリマスカラ、常ニ浪費ヲ慎ミ、分余ノ財産ハ宜シク天意ヲ奉戴シ、報恩主義ニ依リ一般公益事業ニ提供」する以外に「良方」はないと考えたのであった。そのように考える斎藤は「分余ノ財産」を投げ出すことに「衷心ヨリ欣快ノ情ニ堪ヘ」ず、「今回ノ寄附行為モ全ク此感情ヨリ来ル自覚的ノ結果」であると述べ、寄附行為の草案に対し意見を求め、列席者に「指導」を仰いだのであった。

以上のことから、斎藤は「営利事業」によって得られた財産は「天財」で、「分限ニ応ジ衣食住其他生活上必要ナル費用」以外は「分余ノ財産」であり、私すべきものでなく、「人類ノ幸福」に提供すべきものであると考えていたことがわかる。また、「巨万ノ財産」を子孫に残すことは、子孫を堕落させることにつながると考えていたことがわかる。斎藤にとっての「分余ノ財産」を基金として設立したのが斎藤報恩会だったのである。斎藤は斎藤家と斎藤報恩会を区別し、斎藤報恩会が評議員らの努力によって永遠に「神聖」に事業の目的を遂行できれば、たとえ斎藤家が「離散」しても「本懐」であるとまで思ったのであった。

## 5. 斎藤報恩会設立に関わった研究者たち

### 5. 1. 斎藤報恩会設立以前の斎藤善右衛門と研究者たち

『東北大学50年史』<sup>11)</sup>には、9代斎藤善右衛門が東北帝国大学誕生の頃、初代総長澤柳政太郎に「公益に私財を献ずる」方法を尋ねたところ、澤柳は世界の名著を翻訳して、広く日本の社会に広げることがをすすめたとある。またその後斎藤は4代総長小川正孝を訪ね、意見を求めた結果、斎藤報恩会設立の構想を得たとある。小川が説いたのは「彼のかねての持論たる学術研究の重大性であったにちがいない」とされている。これは斎藤の研究者に対するアプローチである。先に述べたように、斎藤が大学に対して寄附をしたのは、1916（大正5）年東京帝国大学に対する寄附が最初で、東京帝国大学の村上専精が大学に仏教哲学の講座を

設ける必要性を説き、それに斎藤が「共鳴」したからであった。東京帝国大学の仏教講座には、1916（大正5）年安田善次郎がその基金として50,000円を寄附している。安田に寄附を勧めたのが村上で、1917（大正6）年に印度哲学講座が創設され、初代教授に村上が就任した<sup>12)</sup>。安田は1921（大正10）年5月6日、村上を介して東京帝国大学の古在総長と会見し、講堂寄附の希望を申し入れた際に立ち会っていた<sup>13)</sup>。斎藤報恩会が設立された時代は、一部大学人や教育者が大学の拡充、研究資金の獲得のために積極的に活動した時代であったといえる。そのような時代ではあったが、後に斎藤報恩会の多大な恩恵を受けることになる東北帝国大学の研究者たちは、斎藤に対して積極的にアプローチすることはなかった。

## 5. 2. 『斎藤善右衛門翁伝』序文にみる斎藤報恩会と研究者たち

東北帝国大学5代総長井上仁吉は、『斎藤善右衛門翁伝』の序文を執筆しているが、そこには斎藤報恩会の設立は、決定後に知ったとある<sup>14)</sup>。井上は、斎藤報恩会設立は斎藤の「財産は神よりの供託物にして私有物に非ず」という「根本的信念」による「宗教心発露」の結果であり、斎藤と同様の「信念」を持たせ、財団を「擁護拡張」することにより子孫の人格を向上させて、「永久に」一家の「隆運」を保持させようとしたと指摘している。そのような井上は、「財団寄附行為に関しては、余は屢中村、高城、手島氏等と東二番町の翁の寓に会合したることあり」と斎藤報恩会の寄附行為作成に関わったことを述べ、さらには「翁は屢拙宅に余を訪問せられ、或時財団創立式辞の原稿を示され、字句の添削を乞はれしことあり」と、斎藤に「財団創立式辞」の添削を乞われたことを述べている。井上は斎藤が財団法人設立を決定した後に、その寄附行為など具体的な内容の作成に携わったのであった。

小川も『斎藤善右衛門翁伝』の序文を執筆しているが、斎藤報恩会との関わりについては特に記していない。研究者による斎藤報恩会との関わりについての著述は数少ない。そこで次項では、仙台を拠点とした地方紙『河北新報』をもとに、研究者が斎藤報恩会の設立にいかに関わってきたかを明らかにする。

## 5. 3. 『河北新報』にみる斎藤報恩会と研究者たち

「財団法人斎藤報恩会創立ノ際ニ於ケル演説」がされた年である1921（大正10）年の1月1日から斎藤報恩会の設立が認可された年である1923（大正12）年の3月31日までの、『河北新報』における斎藤報恩会関係の記事の一覧を表2に示す。

斎藤報恩会設立に関する最初の報道は1921（大正10）年6月11日のことであった。斎藤が根津嘉一郎による学校新設計画に「感激」し、その「肝煎」に宮島清次郎の名を見つけ、宮島の許に息子を派遣して「社会公共事業」に対する意見を求めたのである。宮島は学校や「学術研究会」の設立を勧めたが、いずれにせよ財団法人を設立して事業を行うことを勧めたのであった。6月12日の記事は11日の続報で、斎藤の息子小三郎の談話から、宮島の意見から学術研究を支援することを選択したことがわかる。

具体的な相談相手の変遷についてしてみると、1921（大正10）年6月12日の記事から、「一切」を澤柳元総長に「お願い」する予定であることがわかる。7月17日の記事にも澤柳元総長に相談する旨が述べられているが、7月29日の記事には相談先として澤柳元総長の名は具体的には挙げられておらず、代わりに小川総長、鹿又仙台市長の名が具体的に挙げられている。同日お

表2. 『河北新報』における斎藤報恩会関係の記事一覧

年	月日	見出し	内容
1921 (大正10) 年	6月11日	三百萬を投出して公共事業にと……宮島氏へ申込んだ東北方面のさる富豪の息計画が立つてから発表	6月8日、40歳を越えた男が日清紡績会社の宮島清次郎のもとを訪ね、「三百万円許を提供したいから何ぞ適当な社会公共事業はないものでせうか」と相談してきた。この男が宮島を訪ねたのは、根津嘉一郎が350万円の私財を投じて7年制の高等学校新設計画の「肝煎」を承った世話人の1人として宮島の名が新聞に載ったからであった。宮島によると、この男は、父は根津の「学校計画」に「感激」して「何事か社会公共の爲めになる事業に費ひたい」と決心した。父はあまりたくさんの財産を子孫に残すのはかえって弊害があり、衣食が足りればそれでよいという持論がある、と述べた。それに対し宮島は「学校も宜い学術研究会も宜しからう学校なれば地方で遣るかまゝ先決問題であるが要するに財団組織で遣るが宜からう」と、学校や「学術研究会」を財団法人として設立することを勧めた。
	6月12日	社会奉仕を發願した斎善翁の決心 学術研究資金として三百万円の寄附	斎藤は学術研究資金として300万円を寄附し、「斎藤学術研究会」という財団法人を組織することに決定した。斎藤の息子小三郎は、300万円の金をどのように使用するかについては父の意思が決まっていないので自分の口から言うことはできないが、今回の計画は「学校を新たに起こす」のではなく「学術研究」のために尽力したいのが「念願」である。私の兄が父の言いつけで「各種公共事業」の内容を調査しているが、その後のことは「一切前の東北帝国大学総長澤柳さんにお願ひ」することになっている、と述べた。この計画は根津の「学校計画」に「感激」した結果であるが、「質素」を「家憲」の第一条に掲げる斎藤は、子孫に多くの財産を残すことはかえって「弊害」があり、衣食が足りればそれでよいという持論で進んできた人で、今回の「拳」もその信念から発足したものであろうと伝えられている。
	6月13日	現金を掴んで居るのは日本中で安田家の次 三百万円を奇麗に投げ出した斎藤善右衛門氏の既往と現在	斎藤はどんな人物か。斎藤家は元来葛西家の家来で、葛西が減びた後前谷地に移り、酒屋や質屋を営んでいた。父親は戊辰戦争のとき白河の戦いで戦死した。当時17歳で、叔父が後見人となって家政を切り盛りした。叔父は「残忍冷酷」で食事も与えられず酷使されるなど悲惨な境遇を経てきたようだ。斎藤が従来の家業を「サラリ」と投げ、「金貸業」となったのもこの境遇の「産物」である。斎藤は「高利貸」をやっていた当時は「可成り」非難が多かったが、「今日では日本の富豪中現金を所有する点に於ては安田の次ぎ」となった。斎藤が財をなしたのは「高利の蓄積した物」とも、「事業が当たつたため」とも言われるが、事実を調べてみると後者の方が近い。斎藤の「日常生活振り」は「質素な点に於ては全く驚く許り」である。今回300万円を「投出」して「社会事業」を起こすに至ったことから、斎藤は世の中のために大きく「費消」する目的で「節儉」を積んできた心持が窺われて床しい。斎藤は一向宗の「熱烈な」信者で、「悟道三昧」に耽っている。
	6月13日	評論 「富豪の社会奉仕」	富豪が社会のために財産を捧げて有意義な事業を残そうとするのは賞賛すべき「美挙」である。私はこれを賞賛するとともに、その志を成すために人々が協力することを望む。同時に世の富豪が、蓄積した財産と社会との関係について自ら「啓発」する所があることを望む。財産はその所有者が現在または過去の勤労の集積によつてのみなっていると考えるのは誤りである。彼等は社会なしにはまた、不適當な社会においては富を成すことができないとともに、保有することもできない。よつて彼等の社会に対する奉仕は、彼等の義務で、同時に自らを保護するともいえる。言い換えれば、よりよい社会をつくることに力を尽くすのは、彼等の「安全率」を増大させ、道義上公衆に対する報恩行為であるともいえる。社会公衆の側からすれば、これによつて富豪が存在する意義を社会的に必要であると認めることになる。単に寄附による事業の効果のみならず、間接的に生じる影響も大きい。富豪の社会奉仕を推奨すべき理由である。
	6月13日	その日 その日	「巨豪斎善翁三百万金を社会奉仕の爲めに喜捨せんとす」。最近「富豪階級」の一部に、このような「思想」が出てきているが、この「快挙」は「賛嘆」に値するものだ。「地方富豪連」は「翁の爪の垢でも煎じて飲む」がよい。

年	月日	見出し	内容
1921 (大正10) 年	7月17日	三百万の金で 仙台に高商高師 の類を建設したい といふのが斎善翁の意思 同家顧問佐藤長成氏談	斎藤が300万円を公共事業に提供することに対し、顧問弁護士の佐藤は、「安田家の問題もあるので大分世間は誤解して居る」様だが、これは「偶然の企て」でなく、斎藤が「蓄積」した金の「処置」の「一端の解決」が見ついたと見るべきだ。斎藤は「普通一般の所謂富豪」とは異なり、「自分の生活に必要な以外の金は自分の所有で自分の所有でない」ということを「確く」信じている。生活は「質素単純」である。300万円を何に使用するかは未定で、何れ上京して澤柳博士その他「顧問の諸氏」と協議の上決する。斎藤の「意思」では、なるべく「東北の事業」に用いて貰いたいと言っていた。そして仙台には未だ高等師範学校や高等商業学校もないから、その設立に充てるのもよい。これらの経営は財団法人により、自分は一切手を引く考えだ、と言っていたと述べた。
	7月29日	三百万円を提供した 富豪斎善翁曰く 一番いい方法に使つて貰ふ ために御相談を願つて居る 「金に対する信念」から	斎藤が私財300万円を投じて公共事業の費用に充てようという「企て」が発表されると、「安田家の脱税問題」等があったので世間から「誤解」を受けたが、「斎藤家の寄附は全然安田家等とは趣きを異」にしている。斎藤の計画は「三百万円を基金として財団法人を組織しその基金の生む利子（年二十二三万円）を以て何等か纏まつた公共事業の支途に当て」、場合によっては「基金をも割」くもので、「活用」には「何等特別の条件を附せず一切の経営並に処分方法等を其財団法人に委ね」るものである。また、「如何なる事業を計画するかに就ては目下小川大学総長、鹿又仙台市長その他広く各方面の意見を徴し攻究中の趣き」である。斎藤によると、300万円を「公益事業」に提供しようと思いついたのはこの春のことで、具体的なことは決定していない。「労資問題」が「喧ましい」今日なので、少しでもこの問題の解決に寄与できれば結構なことだ。また世の富豪に多少なりとも覚めさせるところがあればこの上ないことだ。子孫や身寄りの者には寄附するなら我々に分配したらというような考えを持つ者が無いでもない。そのため私は先日「財産処分法に対する訓示書」を書き、財産と金というものに対して「警告」を与えた。金を如何に使うか、これが難しい問題だと思う。金は自分の物であって決して自分の物と思つてはいけけない、いや自分の物であって自分の物でない、これが私の「信条」だ。金は何のために儲けるか、儲けた金は何に使うか、この点は最も深く考えなければならないと思う。今回私が寄附したいと思立ったのも、「金といふ者に対する観念」からで、いかにこれを使用すべきかを子孫に教え、さらに「徳育の一助」にしたいといふのが実は第一の目的である。使用法はまだ決定していないが、最も世の中の利益になり、子孫がそれに興味をもって惜しげもなく財団の基金に金を投じるようなものでありたい。小川総長のいうような「学術研究所」もよいだろうし、誰かが勧めた「高等商業学校」の設立もよいであろう、と述べた。
	8月3日	斎善翁の寄附金で 博物館を新設せよ 県教育会側の代表者から 斎善翁に交渉の計画	斎藤の300万円の使途については決着がついていない。斎藤は「具体的決定」には「識者の意見」を「必要条件」としているそうだが、「識者」が「中央地方」に多いために処決が遅れているようだ。県の「教育家」からは、官立学校への寄附は有効でない。古河からの東北大学の設立費100万円は、今日世間から「忘却」されているではないか。斎藤の行為が永く記念され、社会事業として効果があり、その効果が及ぶ範囲を「当地方」に限定して考えると、仙台の中央部に博物館を建設することが最も適当なことだと思われる。斎藤がこの希望を受け入れるなら、寄附金は悉く県の名で受領し、使用に関する一切のことは県の手でやらせたい、という「希望」があるようだ。
	8月14日	斎善翁の寄金で 仙台に学術研究所 翁は愈々斯う決したといふ 「さういふ希望を聞いた」 と ..... 小川北大総長も語る	斎藤は小川東北大学総長の発案に基づき「学術研究所」を設置することに決したという。同研究所においては主として「理化学方面」の研究をすることになるらしい。小川は、過日斎藤と対面したとき、仙台市に「学術研究所」を設けたいと言っていた。私が斎藤の「新事業」に関与していても、決して東北大学のためにと言って頼んでいるのではないので、この点については「社会の人々」の諒解があつてほしいものだ、と多くを語らなかつた。

年	月日	見出し	内容
1921 (大正10) 年	8月30日	何うせ三百万円は 投げ出した金だ 脱税などゝは小さな了見だ 事業解散の時には全部寄附 打合の為に来た斎善翁	斎藤は、私が病気であったために事業が今日まで延び延びになっているが、私の考えでは仙台市に「学術研究所」を設けたい。ただ学術といってもその範囲は頗る広いので何を選定したらよいか迷っている。一度決めてしまえば後にこうすれば良かったと気がついても取り返しがつかないし、自分の子供等がその事業に興味を持っていないと決して永続するものではない。我々の企てた「仕事」に対して「私産擁護」の為だとか脱税を謀るためとか「詰らぬ想像」を加えているようだが、何を根拠に言っているのか理解できない。解散後「基本金」を再び自分の所有にするなら、「私財擁護」の為だと言われても仕方がないが、そんな小さな量見は持っていない。もし万一解散しなければならぬ時があれば、基金全部を政府に寄附するつもりで、このことは定款にも附記することになっているから、設立を許可しないということはおそらくないだろう、と語った。
	9月24日	井上博士の意見で 学術研究に充てる 小研究室を各所に分設して 財団申請を近く提出 斎善翁の三百万円決す	斎藤の考えでは「学術研究所」を設けて「教育的社会貢献」を為したい意思であるらしいが、いかなる方面に「主力」を注ぐかについては未だ決定していなかった。しかしよいよその計画ができあがり、斎藤家の社会的事業は「一切」東北大学工学部の井上仁吉博士の「意見書」に基づいて遂行することになり、目下七十七銀行支配人中村梅三と東洋醸造の高城耕造が依頼されて財団法人設立に関する「手続書」の作成中である。井上の意見は「独立の研究所」を設置すれば多額の費用を要し、さらに今日「有為なる学者」を招聘することは「難問題」であろうから、これを見合わせて、「大学其他適当の場所に各種の研究室を分設して研究費を補給する」方法を採用した方が本邦学術の発展上効果があるというもので、財団には「学者有識者より成る評議員会」を設け、その評決によって「研究種目及補助費額」を決定することにすれば、「有用な方面」に資金を「費消」でき、財団の活動を一層有効ならしめるだろう、というものである。財団はこの方針に基づいて「進路を拓く」ことになるのは勿論だが、斎藤家では万一財団が解散するようなことになったら、基金全部を無条件で国家に寄附するという事項を定款に附記して設立の認可申請をするということであるから、「訳なく」設立を「認容」されることになるだろう。
	10月5日	斎善翁の投出した 三百万円の使途 財団法人定款は昨日脱稿 特に範囲を東北と限定	斎藤はかねてより井上仁吉、高城耕造、中村梅三の三氏に「一切」の事業計画を委任して財団法人設立に関する定款を作成中であつたが、昨日脱稿した。定款によると目的は「教育的社会的産業的施設を確立し以て国家の文化的発展に貢献したい」というもので、事業としてはまず第一に「東北大学教授の特種の学術研究費を補助すること」、第二に「世界的知名の士を財団で招聘して其大講演会を当仙台市に於て開催すること」、それ以前に「大講演場」を建設すること、「本県の産業発展策として米作の増収改良を計る機関を設置すること」の4ヶ箇条を挙げている。最も注目すべきは、事業資金の「費途」を特に東北と限定したことである。範囲を限定したのは、他府県はその地の富豪が「自覚発心」してこの種の社会事業を起こすだろうという「信条」によるものである。財団法人の理事幹部評議員に小川総長、工学部の井上、理学部の本多光太郎、医学部の熊谷岱蔵、伊澤平左衛門ら特に市内に居住する「有力家」に委嘱すべく目下交渉中である。
	10月14日	一粒選りのお歴々が 手前味噌の名案 昨日24名の初顔合せ 「三百万円を何う使ふ」	斎藤の所謂「神様への報恩金」について関係のある二十余名が「初顔合せ」をしたが「議論百出」。「学者側が学術研究を力説すれば実業家といつた顔の人は左様に罷り成らぬと弁じ立て、大学の先生方は学術研究は此方の畠と頑張れば学者は僕達の方にもゐると他の学校方面から抗議が出る、政治家は育英事業が国家百年の大計ぢやと主張すれば、精々二十万の端大金で此庄大風呂敷を広げて怎うするか、目的事項を削減して一時を徹底せよと行政官は力む」。結局14日の発表まで委員を銓衡してこれらの委員によって決定案を発表することになった。300万円を三分して「学術研究」、「学術応用」、「社会事業」に100万円ずつ当ててはという意見さえ出てきた。「或筋」では、300万円は現金なのか、公債や株券なのか、「貸金」の証書で出すのか分からない。そしてどんな人が衝に当たるかさえ不明ではないか。これは「三百万円の声」が出たときに明らかにされるべきものだ。ここに一定の予算が生まれ、事業が「考究」される「筋合い」のものだ。学術研究の補助でも今に「分捕戦」が始まるだろうし、社会事業は学術研究ばかりではないと「産業奨励」「慈善救済」「雑多至極の希望」が生まれるであろうし、今後も「お賑やか」なことであろうが、評議員になっている人たちは納まり返っており、気が知れない、と「興がつて」いた。

年	月日	見出し	内容
1921 (大正10) 年	10月16日	三百万円は其儘 永久に手をつけぬ事 基金から生ずる利子だけ補助	斎藤家の新財団法人の定款に基金の醸出方法およびその利殖の方法等財団維持上の事項が不明であり、事業資金の区分が明らかでないために「社会の疑惑」を招いているが、14日ようやく決定した。斎藤は、財団維持上の諸問題もようやく解決したので、近日中にその筋に「設立請願」をする予定である。300万より生じる利子の6分を「学術研究の方面」に補助し、残りの2分は「社会施設の方面」に、他の2分は「産業の発達を計る企て」に補助する考えである。「学術研究」といっても範囲が広く、そのために補助金の「分捕戦」が起きるかもしれないので、この方面の「按配」は代々の東北大学総長に依頼することにした。基金300万円は設立が認可されると同時に現金で出す考えで、利殖方法としてはまず株券と土地を買い、次に銀行預金とする予定である。全ての利殖方法は「理事幹事評議員合同の会合」において決定する予定である。今後代々この財団の管理者となる斎藤家の子孫に「馬鹿者」が生まれて「不正な解散」をしないと限らないので、会を永久に継続させる「最良手段」として「本財団は永久に解散することを許さず」という規約と「基金も永久に手を付けさせない」規程を設けた、と述べた。
	10月16日	その日 その日	斎藤氏の300万円「投出し」は「東北の文化」を想い斎藤の名を知る人にとっては近年まれに聞く「美拳」である。誰もが「円満な進行」を望んでいるが、「兎角の世評」が出ている。斎藤個人だけでなく、「社会の風潮に対する影響」からみても残念だ。その原因は「事業提案者」が300万円を「拝見」しないうちに、斎藤の「何処かに巢を喰つてゐる娑婆気」と妥協した点にあるという。「この美拳をしてこの非難あらしめた責は其人達にも連帯を免れまい」。
	11月7日	公益財団設立 に菅原代議士 を依頼した斎藤 家の計画案	斎藤家は安田家の前例もあるので本県選出の代議士菅原傳に依頼して非公式に財団設立に関する書類の「検閲」を受けているようだ。「一般例の観測」では「永久に基本金に手を付けさせない、解散もさせない、而して財団の管理者には斎藤家代々の相続者を以て当てる事にしたのが会其もの性質から見てではあるまいか」、「其資本金の利殖の衝に当る人が全部斎藤家の人乃有線者を以て固めて居るのが不審」だというものであるが、財団定款中に「曾て先例のない財団維持上の事項」が記載されているので、「当局者の眼が意外に鋭く先つてる」ように「吹聴」されている。
	11月26日	報恩会新財団 計画進捗 年末中に成立	報恩会の定款は菅原傳代議士に依頼して非公式に「其筋の検閲」を受けていたが、「当路者」より別に原案に修正すべき箇所がないとの旨を「言明」されたことにより、正式な手続きをすることに決定し、数日前設立申請書を本県を経て主務省に提出した。非公式にせよ「当路者」の承認を受けたのだから遅くとも12月末までには認可指令が附されると推測されている。斎藤家では報恩会の事務所を宮城県図書館内に建設しようと目下交渉中であるが、館内にはだいたい空地もあり、講演会場も同時に設置すべきとのことだ。
	11月27日	男師範の移転跡に 公開運動場の議 更に講演会場も新設 斎藤報恩会幹部で協議中	報恩会幹部の間には、男子師範学校の跡地を購入して「市民の健康増進を図る一大体育場」と「文化の開発に資する講演会場」を設置しようという「議」が起こったが、市の現状としては跡地に「体育場講演会場」を設置することが「市民全体の利益を増す上に最も最適な施設」であるので、実現が「熱望」されている。問題は経費である。聞く所によると報恩会の諸事業は300万円の基金より生じる1年の利子約20万円を以て遂行する見込みで、「社会的施設」の方面にはそのうちの4割、つまり8万円を配分しているに過ぎないから、土地代30万円の評価のある同所を購入して一挙にこの計画を遂行するかどうかはわからないが、遂行するとすると市は勿論のこと県もできる限りの「後援を与る」だろうから、実現する可能性は十分にあると見てよいとのことだ。
	11月28日	斎藤家報恩会 認可受くる迄 年七分の利附	財団法人斎藤家報恩会設立は認可の申請書を提出したことにより、県は今日18日付を以て内務、文部、農商務3省に「進達」した。ところが内務省より寄附する300万円の「財産保管証明書」を送付するよう照会があったため、県は直ちに報恩会に通告して証明書を送付した。証明書には設立認可を得るまで斎藤家において年七分の利子をつけて「保管」することになっているとあった。

年	月日	見出し	内容
1921 (大正10) 年	11月28日	その日 その日	報恩会に「公開運動場設立の議」がある。「十大都市」と「空威張り」をしているが、都市として誇るべきものはない。殊に最近高まって来た市民の「運動熱」も、運動場がない為に、かろうじて学校辺りを借りて忍んでいる。講演会、演説会その他の「市民集会」が、設備が不十分であるためにいかなる影響を被っているかは言うに及ばない。こうして「市民生活」は「弛緩」か「軽佻」かいずれかに方向付けられる。市民は報恩会の企画を「空しく」させない工夫が「肝要」である。
	12月13日	未だ何うとも決らぬ 報恩会の廿万円 大学にも二様の説がある 世間の取越苦勞は無用	斎藤翁300万円の「社会事業問題」は秋の「幹事会」において事業の性質及び資金の使用に関する大体的方法が決定されたままで、「具体的事実」としてはその後進展はない。師範跡地を買収して直に計画を始めるということは、まだ「的確な問題」となって動いていない。斎藤が承認したという「事実の性質」は井上工学部長の発案した「既報」のようなものであるが、これに対して大学内だけでも来年来日するモーリッシュ博士を中心とする「植物学研究上の問題」に使用して学術上の効果を出そうとする意見と、大学内に「臨時に到来すべき研究上の諸問題」をこれによって取り扱おうとする意見の「二様」の「反対意見」がある。「既報」の井上博士の発案も寄附者からの承認を受けたとはいえ学者間の一致を得たものでないのである。斎藤が事業の進展を控えているのは「是等の点に関する最終の決定に至らない為」ではないかという向きがあるが、そうかもしれない。いずれにしろ「学者を以て使用せしむる」という点は明確で、それに「幹事会」の協議で300万円の年利子20万円を使用するという方針が立ったのだから、事業の開始を「遷延」させる理由はないはずだ。「遷延」に対して種々の「忌まはしい想像」をめぐらせている人もいるが、そんな想像は斎藤にとっては「世の所謂取越苦勞」で、幹事の中にも事業の開始について「焦慮」している向きもあるからいずれそのうち「幹事会」を開いて事を進めるであろう。
1922 (大正11) 年	1月3日	男師跡に 大運動場 斎善報恩会で 一奮発するか	近く移転する本県男子師範学校の現校地を県より譲り受け「公開体育場」を設置したいという希望が報恩会の「評議員連」によって提唱されていることは「既報」の通りだが、「某評議員」が「秘か」に語る所によれば、「体育場」の設置計画案は仙台市の現状より見て「至極必要」なもので、報恩会の「社会事業」としてはこれに優る「良案」は見つからない。斎藤もこの計画に「耳を傾けて」いるということだが、財団の「資力問題」が疑問に付されている。約8万円で「社会的施設」と「農事改良」に資する事業を行うことになっているから、「体育場」を設置するにしても年間最高で5万円くらいしか使用されない状況にある。斎藤の「富力」では師範学校の敷地でも買収することは難しい問題ではないのは勿論だが、意中は不明だ。この施設は「国民体育の向上」を計るためにも必要欠くべからざるものであるから、「県市当局」においても今後できる限りの便宜を与え、「三者合同協合」して「模範的公開体育場」を同所に建設してもらいたいものだという「希望」が「県民全体」によって叫ばれている。
	3月14日	斎藤家報恩会 寄附行為修正	財団法人斎藤家報恩会設立に関し、内務、文部、農商務3省に「許可申請書」を提出中であるところ、「詮議」の結果「寄附行為箇条中」に字句の修正を要するものあり、早速修正の上提出する筈であるが、関係各省の調査はこの修正箇所にて終了したはずなので、遠からず許可されるだろうという。
	4月17日	報恩会事業	財団法人報恩会はこの度漸く主務省の認定を経たので、斎藤家では来月匆匆宮城県図書館内の東側敷地を借り受けそこに事務所を建設して事業を開始する手筈である。報恩会の事業は最初の計画と何ら変わることなく、資金300万円より生じる1年の利子を大体20万円とみて、その6分の12万円を東北大学関係の教授に補助して「諸研究の達成」を計り、残金8万円で「種々なる社会施設」、「農事改良に関する諸施設」を営むという「3項目」に分類されている。「細目」は来月評議員会を開催して決定する予定である。

年	月日	見出し	内容
1922 (大正11) 年	4月18日	その日 その日	「倫理的」に全てを解決しようとするなら「極めて」簡単だ。300万円の「喜捨」はまれに見る「善事」と言われるだけだ。しかし斎藤の行為を「倫理的規範」で律するのは、「同氏の最近における内生活の変化とは或は交渉の稀薄なもの」ではないか。「此の推測にして不当でないならば」、斎藤の300万円の「喜捨」を「善事」として「称賛」するのは「甚だしい気の毒」を感じる。私は斎藤の「美挙」を単に「倫理的批判の圏内」に止めることを「悲しく」思う。「施しの反響」が感謝であった場合に満足する。もし「感謝の量」が予想より小さいか、「反響」が感謝でなければ「遣る瀬ない寂寥」を感じる。斎藤は今何れに立っているだろうか。斎藤にとっては「財産観に対する回転の分岐点」である。この「分岐点」が「闡明」されなければ「喜捨する富人」にとっての「真の解決」にならない。近頃「富豪階級」からしばしば「喜捨の善事」があるが、世人は「倫理的規範」から「善行」と「称揚」する。しかし「喜捨者」自身の「心の解決」は「顧慮」されない。それは「龍を描いて晴を点せざる」に等しいではないか。「随分捏ね廻された」報恩会も漸く認可になった。認可指令の遅延がいかなる理由に基づくものであったかは判らないが、斎藤が300万円を「投げ出す」という事実の前に、その「喜捨の余沢」に浴したいという多数の要望があるならば、政府といえども躊躇を必要としなかったはずだろう。いかなる場合でも必要のない「逡巡停滞」は「不測の疑惑」を生じさせるものである。斎藤の被った批判のいくつかはこれに原因しているものであろう。20何万かの利子の「支途」については、近く「評議員会」が招集されるという。「評議員会」が如何なる方途を決定するか。もし従来度々繰り返されたように「分捕戦」を「演出」するならば、何らの解決になるまい。といてわずか20万円の「始末」についての決定が「300万円喜捨」の一切の解決と見るならば、それは甚だしい「独断」である。斎藤にとっては「心の解決」とは「没交渉」であるかもしれない。
	6月25日	愈々許可になる 斎藤家報恩会 既に農商省に廻附された 脱税富豪の一大刺戟 と当局では賞賛して居る	「全然脱税の悪目的を離れ虚心坦懐只管公益の為め一大奉仕を企て、宮内文部農商務の三省に亘つて申請して来た者がある」。斎藤善右衛門だ。斎藤は「金貸業」を営み「巨万の富」を積んだが息子善助は「東都」に留学して所謂「新思想」に触れており、「父親に徒らに貨殖を講ずるの利なきを説得し遂に翁の意志をしてこの美挙を為さしむるに至つた」。この法人は昨年末提出されたが、「管理方法基金利殖法等」に不備があり訂正して2月頃提出し、内務省では既に決定し、文部省では数日前に所管事項を終え、現在は内務省を経て農商務省に廻附されているから、今月末か7月上旬には許可されるはずである。法人は「斎藤家報恩会」と称し、基金は斎藤の資産の約3割300万円で、その利子で「学術の研究」、「思想の善導」、「産業の発達」の3つの目的に対し、法人の許可が下り次第宮城県知事を理事長、理事幹事等には内務部長市長の「高官」や「名誉職」、東北大学の「総長学長」らを推し、具体的に「考究実施」に着手するとのことで、「学術の研究」としてはまず「東北大学に研究所を設置」する計画である。理事等の役員には報酬を払わず、「会合の費用旅費位の実費」だけで「何れも献身的」にやる方針である。斎藤は一日も早く許可されるように別家の斎藤主助を上京させて各省を「往訪」させ、自身も2月上旬に上京して「当局」に懇願したという。「当局者」は、このような法人は今までに例のない「全く善良なる目的に向かつて尽力しやうとするもの」で、「公益の美名に隠れ財産保持の為め脱税を計るもの」に対し「一大刺戟」を与えるものだ。この計画が宮城県下に「洩れる」と「富豪連が種々之を阻止しやうとした」ことからでもわかる、と述べた。
	10月8日	行悩んだ ヴント文庫 斎善翁の寄附で 北大の手に入る	既報のように東北大学では「独逸学界の至宝」といわれるヴント文庫を購入することに決定し、「手金」打って「一切の契紛」を済ませたものの、「貧弱」な図書館書籍費から二万数千円という代価を捻出すには余程の困難があり、さらに「天引方針」の明年度予算に「怖江で」今後の「遺繰」も懸念され、もしこのままなら佐藤法文学部長をはじめ大学側の安心も「糠よるこび」になりはしないかと「観測」されていた。図書館長の林鶴一博士も「学界の恨事」として経費支出方法に「苦慮」していた所、これを「聞き知つた」斎藤がその「購入費を寄附」する旨申し出た。文庫は斎藤の手で購入され、「物品寄贈」の形式をとるとのことだから、2万5千円の「総額」になるであろう。昨日正式に手続きが「結了」したから、「今度こそ」斎藤の「美挙」によって1万5千余りの「珍書」が全部東北大学のものになる。前に報じたような事情で授受の全く済むまでは「ランセン文庫」と呼ばれることになっている。

年	月日	見出し	内容
1922 (大正11) 年	12月12日 朝刊	斎善氏の 報恩会 近く正式認可	「財団法人報恩会」の「設置請願書」も既に文部省の「査定」も経て、今回また内務省の「関門」も通過して、農商務省に廻附されたので、近く正式に「設立認可指令交付」されるであろう。
	12月23日 朝刊	ウンド博士を偲ぶ 遺愛の大文庫 愈々北大図書館に 世界的宝物と大恐悦	「学界羨望の的」となった「心理学界の泰斗」ヴント博士生前遺愛の蔵書ヴント文庫は、遺族と東北大学との間に売買に関する一切の手続きを終え、蔵書の2分の1は大学図書館に到着した。残部は4月までには着荷の予定である。図書館ではこの「珍品」到着で「大ホク〜」であるが、特に博士の自署を写し取り、寄贈者斎藤の名を「刻入」したスタンプを1冊1冊に捺印して永久に記念することになっている。
1923 (大正12) 年	2月23日 夕刊	斎藤報恩会認可	斎藤が私財300万円を提供しその利子によって「学術研究社会事業等」を「助成」するために「財団法人斎藤家報恩会」を組織し「主務省」に申請中であったが、本月20日付をもって認可された。
	3月3日 朝刊	斎藤報恩会で 引受ければ ものにならう 男師跡運動場	男子師範学校跡地に「公衆体育場」か公園を設置してもらいたいという希望は電車敷設問題と同様市民の間に「熱度を高め高唱」されているようだが、「県市両当局」は交渉は成立していないが、跡地を一括して「斎藤家報恩会」に払い下げ、報恩会の活動によって「市民県民一条の希望」に添ふ、体育保健設備」を完成したい意見であるように見受けられる「節」がある。「斎藤家報恩会」の事業項目から見れば、「維持費」300万円は土地或いは「確実なる債券」に換えて「永久に保存」されるはずになっており、300万円の「基金」から一年に生じる約20万円の利子は6分を「東北大学各学部教授の研究費中」に補助する計画であり、残りの4分の利子8万円を「農事改良施設」と「会社施設」を行うはずになっているので、報恩会が「ウン」と承知してくれば「訳なく実現すべき性質のもの」であることは言うまでもなく、「県市両当局」もここに「一縷の望み」をつないでいる模様であるが、報恩会の「理事者一同」も現状に「同情を寄せてる」から「県市両局」の交渉次第でいかようにも運ぶのは勿論で、「市民県民の希望」も「六七分通り」までは実現してもらえる可能性があるものと信じられている。
	3月14日 朝刊	斎善報恩会 事務所 会館も添へて 新築する計画	「財団法人斎藤報恩会」は「主務大臣」からの認可によっていよいよ「正式な形態」が整ったので、同財団では近く第1回の評議員会を開いて本年度の「事業項目」を設定し、「本式の活動」に移る手筈だが、まず「何よりも第一」に「財団の所在を公示し併せて事業遂行上の相談所」にあてるべき「事務所」の建設を必要とするので、「第一着」に資金十数万円を投じて「事務所」の完成に努めるということだ。場所については宮城県図書館内は工業試験所の「出現」によって借地が絶望的となったので、他に適当な土地を選定して「事務所」の建設に着手するだろうということだ。評議員の中には「事務所」に「接続」して「講習場」か所謂「倶楽部組織様の建物」も併せて建築してはどうかという意見があるとかで、これが斎藤の「心を動かして」いるということだから、「事務所」に「付随」して「講演場市民倶楽部等」も生まれることになるかもしれないという話だ。何れ具体案はそのうち発表されるはずだ。

出所)『河北新報』より筆者作成。

- 1) 月日、見出しが斜体太字のものは川添登、山岡義典『日本の企業家と社会文化事業 大正期のフィランソロフィー』、東洋経済新報社、1987。において紹介されていない項目。
- 2) 本文中のふりがなは省略した。
- 3) 1921(大正10)年8月30日の記事において、「量見」とあるのは「了見」の誤植であると思われるが、そのまま記載した。
- 4) 1922(大正11)年6月25日の記事において、「宮内文部農商務」とあるのは「内務文部農商務」の誤植であると想われるが、そのまま記載した。
- 5) 1922(大正11)年12月23日の見出しにおいて、「ウンド博士」とあるのは「ヴント博士」の誤植であると思われるが、そのまま記載した。

よび8月14日の記事には、小川が斎藤に「学術研究所」の設置を勧めたことを窺わせる内容が記載されているが、小川は斎藤に対して東北帝国大学のために学術研究支援を依頼したということを否定している。9月24日の記事には、東北帝国大学工学部の井上仁吉の「意見書」に基づいて「社会事業」を行うことになったことが記載されている。井上の提案は「大学其他適當の場所に各種の研究室を分設して研究費を補給する」というもので、「学者有識者」からなる「評議員会」を設けその「評決」によって「研究種目及補助費額を決定」しようというものであった。またその方針が決まって以降、井上、七十七銀行支配人中村梅三、東洋醸造の高城耕造らにより、財団法人設立に関する「手続書」や定款が作成された。

斎藤報恩会の定款が脱稿しても、資金の使用法についてさまざまな意見が出された。1921（大正10）年10月14日の記事から、第一回評議員会において「議論百出」したため、委員を銓衡して決定案を発表することになったことがわかる。また10月16日の記事から、300万円の利子の6分を「学術研究」に、残りの2分を「社会施設」に、他の2分を「産業の発達を計る企て」に補助する方針が決まったことがわかる。また、補助金の「分捕戦」が起きるかもしれないので、学術研究費補助の「按配」を東北帝国大学総長に依頼することに決定したことがわかる。このように具体的内容を少しずつ決定していきながら、1923（大正12）年2月20日に認可を受け、斎藤報恩会が発足するのであった。

## 6. おわりに

本稿ではまず斎藤善右衛門はいかなる人物であったのかを概観し、ついで「育英貸費事業開始趣旨」及び「翁の財産処分法に関する訓示書」と「財団法人斎藤報恩会創立ノ際ニ於ケル演説」を解析してその開始及び設立理由を明らかにした後、研究者らの著述および仙台を拠点とした地方紙『河北新報』によって、斎藤報恩会の設立に研究者らがいかに関わったかについて明らかにした。

斎藤は自作農を経験した地主であり、資本家、政治家、「慈善事業」家でもあった。晩年は「慈善事業」家としての活動に力を入れていた。そのはじめは1894（明治27）年の日清戦争の「軍資金」5,000円の「献納」であったが、本格的嚆矢は1904（明治37）年8月の育英貸費事業で、以後教育研究関係を中心に次々と寄附を行った。大学に対する寄附については、東北帝国大学に対してではなく、1916（大正5）年東京帝国大学に対する寄附が最初であった。それ以外は大学に対して寄附することなく、斎藤報恩会を設立するに至ったのであった。

祖先に対する「供養」と子孫に対する「家運長久」のために「人」と「天」が共に喜ぶ「慈善事業」を行おうと考えた斎藤は、「慈善事業」においては「人材養成」が最良であり、特に学生の「貸費育成」が最も費用対効果に優れていると考え、育英貸費事業を開始することを決心した。斎藤は育英貸費事業を開始してから斎藤報恩会を設立するまでに、「営利事業」によって得られた財産は「天財」で、「分限ニ応ジ衣食住其他生活上必要ナル費用」以外は「分余ノ財産」であり、私すべきものでなく、「人類ノ幸福」に提供すべきものであると考えるに至った。また、「過大な財産」を子孫に残すのは「家運の衰退」を招くと考えるに至り、「過剰な財産」を「悉く」財団法人の基金にし、その利子によって「慈善事業」を行い、「家運長久」を計ろうとしたのであった。そうして設立したのが斎藤報恩会であった。

斎藤が大学に対して寄附をしたのは、1916（大正5）年東京帝国大学に対する寄附が最初で、

斎藤の許を訪ねた東京帝国大学の村上専精に斎藤が「共鳴」したからであった。斎藤報恩会が設立された時代は、一部大学人や教育者が大学の拡充、研究資金の獲得のために積極的に活動した時代であったが、後に斎藤報恩会の多大な恩恵を受けることになる東北帝国大学の研究者たちは、斎藤に対して積極的に学術研究支援を求めなかった。

新聞記事によると、財団法人を組織して学術研究支援を事業の中心にしようと決意させたのは、宮島清次郎の影響であった。宮島の意見を参考にして、財団法人の方向性を決めた後、学術研究の専門家であり従事者である研究者に意見を求めたのであった。斎藤は澤柳政太郎や小川正孝に意見を求めたのであったが、彼等以上に具体的な内容の決定に関与したのが井上仁吉であった。研究者の中でも特に井上が学術研究支援の具体的方法および定款などの財団法人の謂わば骨格部分の作成に携わったのであった。

---

#### 注

- 1) 本稿では1994年に復刻された斎藤報恩会『斎藤善右衛門翁伝』、斎藤報恩会、1928、pp.180-186。に掲載されている「育英貸費事業開始趣旨」を参照した。以下本稿における育英貸費事業に関する記述は、特に記載のない限り、この「育英貸費事業開始趣旨」によるものである。
- 2) 本稿では『斎藤善右衛門翁伝』に掲載されている「翁の財産処分法に関する訓示書」を参照した。
- 3) 本稿では『斎藤善右衛門翁伝』、pp.191-197。に掲載されている「財団法人斎藤報恩会創立ノ際ニ於ケル演説」を参照した。
- 4) 『斎藤善右衛門翁伝』、p.67。以下本稿における斎藤善右衛門の経歴に関する記述は、特に記載のない限り、この『斎藤善右衛門翁伝』による。
- 5) 同上書、p.71。
- 6) 同上書、p.47。
- 7) 同上書、p.122。
- 8) 同上書、pp.91-92。
- 9) 同上書、p.92。
- 10) 同上書、p.93。
- 11) 東北大学編『東北大学五十年史 上』、東北大学、1960、pp.260-261。
- 12) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史一』、東京大学出版会、1986、p.525。
- 13) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 通史二』、東京大学出版会、1985、p.414。
- 14) 井上仁吉「序」『斎藤善右衛門翁伝』。以下本稿における井上の斎藤報恩会に関する記述は、特に記載のない限り、この「序」によるものである。